

ともに未来を創るワーキンググループ設置要綱

（目的）

第1条 県の次期「基本方針」及び「総合戦略」の策定に当たり、各業界を牽引する若手管理者等から自由闊達かつ建設的な意見を求め、熊本県地方創生会議における協議に資するため、ともに未来を創るワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」）という）を設置する。

（構成）

第2条 ワーキンググループは、15名以内の委員で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。
- 3 委員欠員が生じた場合は、新たに委員を選任することができる。
- 4 新たな委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（運営）

第3条 ワーキンググループの会議は、県が招集する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、ワーキンググループを代表し会議を総括する。
- 4 ワーキンググループの会議には、委員の代理者の出席を認める。

（関係者の出席）

第4条 ワーキンググループは、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を徴取することができる。

- 2 知事は、いつでもワーキンググループの会議に出席し発言することができる。

（報償費及び旅費）

第5条 委員（代理出席者含む。）には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

（事務局）

第6条 ワーキンググループの事務局は、企画振興部企画課が担当する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）6月3日から施行する。